

# 相続ニュース

Vol.0068

2015年5月7日(木)  
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F  
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 確定拠出年金

### はじめに

厚生年金基金など既存の企業年金等は、給付額が決まっていることから「確定給付型年金」とよばれています。これに対して、積み立てる金額は決まっているが、将来受け取る年金の額が個人の運用次第で変動するものを「確定拠出年金」と呼びます。

一昔前日本版 401Kと呼ばれアメリカの 401K になぞられた形で日本に取り入れられました。

あまり浸透はしていませんが、税制上はいろいろな優遇措置があるためメリットは多いです。それではこの「確定拠出年金」を詳しくみていきましょう。

### 受け取る年金の額が変動する

積立金を元手に加入者が自分の責任で資産運用をして将来もらう年金を増やしていくため毎月積み立てる金額は一定でも運用次第で将来の年金が増えたり減ったりします。

また、自分の運用資産がいくらなのか、随時把握することができます。

### 運用商品を自分で選べる

どのような金融商品を使って年金を増やしていくのかを自分で選択をすることができます。

### 企業型と個人型の二種類がある

企業型の場合は、毎月の積立金は全額企業が負担をし、全額が損金となります。個人型の場合は、毎月の積立金は全額が所得控除になります。

### 税金の繰り延べ効果がある

資産運用で利益が生じたときは、すべて非課税となり、将来年金が支給されるまで税金がかかりません。

また、年金を受け取る時も一時金として受け取る場合は退職所得として退職所得控除が受けられ、年金をしてもらう場合には公的年金控除が適用されます。

### 相続した場合

みなし相続財産として相続税の対象となります。ただし、500万円×法定相続人の数だけ非課税枠があるため相続税は軽減されます。

### おわりに

このように確定拠出年金には、さまざまな税制上の優遇措置があります。

まだ、あまり浸透していない制度ですがインフレに強く、国民年金と違って年金制度の変更による目減りのリスクがないので一度検討してみたいかがでしょうか。